



福岡医発第 122 号 (地)

平成 26 年 4 月 11 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会  
会長 松 田 峻一良  
(公 印 省 略)

### 有床診療所を定期報告の対象とすることについて

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、平成 26 年 1 月 30 日付け福岡医発第 2572 号 (地) にてご連絡いたしましたとおり、平成 26 年度より、有床診療所についても建築基準法第 12 条に基づく定期報告の対象とされます。

今般、福岡県建築都市部建築指導課より、県内有床診療所に対し定期報告の実施に関する通知を発出する旨、別添のとおり連絡が参りました。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関へ周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、実施に関する通知は 4 月中に、正式な報告依頼については 6 月頃に (一財) 福岡県建築住宅センターから各有床診療所に通知がなされます。また、報告期限は 9 月末とされますことを申し添えます。

### 記

#### 1 定期報告の対象となる診療所 (患者の収容施設を有するものに限る。)

次のいずれかに該当する施設

- ・地階又は 3 階以上の階に、診療所の用途に供する部分を有するもの
- ・診療所の用途に供する部分の床面積の合計が 300 m<sup>2</sup>を超えかつ階数が 3 以上であるもの

#### 2 定期報告の時期

- ・平成 26 年度から開始し、3 年毎に報告
- ・上記建築物に附属する建築設備 (非常用照明、機械換気、機械排煙) は毎年報告

#### 3 問合せ先

福岡県建築都市部建築指導課建築指導係 担当: 中村、松本

電話 092-643-3721

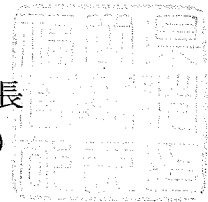
25 建第 3043 号

平成 26 年 3 月 31 日

公益社団法人福岡県医師会長  
一般社団法人福岡県歯科医師会長  
公益社団法人福岡県病院協会長  
一般社団法人福岡県精神科病院協会長  
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長  
社団法人福岡県私設病院協会長

殿

福岡県建築都市部長  
(建築指導課)



有床診療所を定期報告の対象とすることについて（お知らせ）

本県の建築行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成 26 年 1 月 27 日付 25 建第 2428 号「有床診療所を定期報告の対象とすることについて」にてお知らせしておりましたとおり、4 月上旬をめどに別紙のとおり貴会会員の有床診療所の所有者・管理者の方にお知らせいたします。

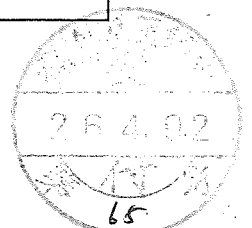
なお、6 月頃には（一財）福岡県建築住宅センターから各有床診療所に報告の提出について通知し、9 月末を報告期限として案内を送付することとなっています。

○問い合わせ先

福岡県建築都市部建築指導課

建築指導係 中村、松本

TEL : 092-643-3721



(案)

26 建第 号  
平成26年4月 日

有床診療所所有者・管理者 様

福岡県建築都市部建築指導課長  
(建築指導係)

有床診療所を定期報告の対象とすることについて（お知らせ）

本県の建築行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年10月11日に発生しました福岡市内の診療所の火災を受け、本県では緊急点検を実施したところです。その点検結果を踏まえ、下記のとおり、有床診療所を建築基準法第12条に基づく定期報告の対象とすることといたしましたのでお知らせいたします。

なお、このお知らせの後、6月頃（一財）福岡県建築住宅センターから報告提出について通知し、9月末を報告期限とし案内させて頂くこととしております。

#### 記

- 1 定期報告の対象となる診療所（患者の収容施設を有するものに限る。）  
次のいずれかに該当する施設
  - ・地階又は3階以上の階に、診療所の用途に供する部分を有するもの
  - ・診療所の用途に供する部分の床面積の合計が300㎡を超えかつ階数が3以上であるもの
- 2 定期報告の時期
  - ・平成26年度から開始し、3年毎に報告
  - ・上記建築物に附属する建築設備（非常用照明、機械換気、機械排煙）は毎年報告

#### 3 問い合わせ先

福岡県建築都市部建築指導課建築指導係 中村、松本 TEL：092-643-3721

## 定期報告の提出について

### 1 定期報告とは

- ・劇場や映画館、ホテル・旅館、病院・診療所、百貨店、飲食店、地下街、共同住宅などは火災や地震などの災害や、建物の老朽化による外壁の落下などが起こると大きな被害が発生する恐れがあります。
- ・このような危険をさけるため、建築基準法第12条により、特定行政庁（※）が指定する建築物及び建築設備や昇降機等について、その所有者（管理者）は、定期的に専門の技術者に調査・検査を行わせその結果を報告することが義務づけられています。（建築基準法第12条）  
※特定行政庁とは、建築基準法を所管する北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市及び福岡県（4市を除く市町村）のことを言います。
- ・病院・診療所（患者の収容施設があるものに限る）の定期報告対象は次のいずれかに該当するもの。
  - ① 地階又は3階以上の階に、診療所の用途に供する部分を有するもの
  - ② 診療所の用途に供する部分の床面積の合計が300㎡を超え階数が3以上であるもの

### 2 報告する者

- ・建築物の所有者（所有者と管理者が異なるときは管理者）です。

### 3 調査・検査する者

- ・1級及び2級建築士、特殊建築物等調査資格者など専門的な知識を持った技術者が調査・検査を行う必要があります。

### 4 報告の内容と時期（診療所）

- ・建築物については、平成26年度から開始し、3年毎。  
※報告免除となる場合：平成23年4月1日以降に、新築又は増築工事を行い、建築基準法の「検査済証」の交付を受けている場合、その部分については平成26年度の提出は免除となります。
- ・上記建築物に付属する建築設備（非常用照明、機械換気、機械排煙）については、毎年。  
※報告免除となる場合：平成25年4月1日以降に、新築又は増築工事を行い、建築基準法の「検査済証」の交付を受けている場合、その部分については平成26年度の提出は免除となります。

### 5 提出先

- ・（一財）福岡県建築住宅センターの以下4事務所で受け付けを行います。
  - ① 福岡事務所（福岡市中央区天神1-1-17加々福岡3階 TEL：092-724-3608）
  - ② 北九州事務所（北九州市小倉北区古船場町1-35 北九州市立商工貿易会館1 TEL：093-533-5441）
  - ③ 筑後事務所（久留米市櫛原町59-1 TEL：0942-38-3020）
  - ④ 筑豊事務所（飯塚市吉原町6-1 あいタウン3階 TEL：0948-26-3770）
- ・受付時間：午前9時から午後4時まで  
（月曜日～金曜日、土日祝は休み、12時から午後1時まででは昼休み）

○特定行政庁一覧

|                                           |                             |
|-------------------------------------------|-----------------------------|
| 北九州市 建築都市局指導部建築指導課<br>TEL : 093-582-2531  | 北九州市                        |
| 福岡市 住宅都市局建築指導部監察指導課<br>TEL : 092-711-4574 | 福岡市                         |
| 大牟田市 都市整備部建築指導課<br>TEL : 0944-41-2797     | 大牟田市                        |
| 久留米市 都市建設部建築指導課<br>TEL : 0942-30-9089     | 久留米市                        |
| 福岡県 建築都市部建築指導課<br>TEL : 092-643-3721      | 上記4市以外の市町村<br>下記県土整備事務所一覧参照 |

○福岡県 県土整備事務所建築指導課 一覧

| 事務所名<br>所在地                                                                                       | 担当部局名<br>電話・FAX | 管轄区域                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|------------------------------|
| 福岡県土整備事務所 建築指導課 建築審査係<br>〒812-0053 福岡市東区箱崎1-18-1 粕屋総合庁舎<br>(直) 092-641-0169 (FAX) 092-632-8677    |                 | 古賀市、粕屋郡<br>糸島市               |
| 久留米県土整備事務所 建築指導課 建築審査係<br>〒839-0865 久留米市新合川1-7-27<br>(直) 0942-44-5225 (FAX) 0942-41-4163          |                 | 小郡市、うきは市<br>三井郡              |
| 那珂県土整備事務所 建築指導課 建築審査係<br>〒816-0943 大野城市白木原3-5-25 筑紫総合庁舎<br>(直) 092-571-0026 (FAX) 092-513-5607    |                 | 筑紫野市、春日市<br>大野城市、太宰府市<br>筑紫郡 |
| 北九州県土整備事務所 建築指導課 建築審査係<br>〒807-0831 北九州市八幡西区則松3-7-1 八幡総合庁舎<br>(直) 093-691-4585 (FAX) 093-601-8845 |                 | 中間市、遠賀郡<br>宗像市、福津市           |
| 飯塚県土整備事務所 建築指導課 建築審査係<br>〒820-0004 飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎<br>(直) 0948-21-4945 (FAX) 0948-26-5251        |                 | 飯塚市、嘉麻市<br>嘉穂郡               |
| 南筑後県土整備事務所柳川支所 建築指導課<br>〒832-0823 柳川市三橋町今古賀8-1 柳川総合庁舎<br>(直) 0944-72-7210 (FAX) 0944-74-3890      |                 | 柳川市、大川市<br>みやま市、三潁郡          |
| 八女県土整備事務所 建築指導課<br>〒834-0063 八女市大字本村字深町25 八女総合庁舎<br>(直) 0943-22-6993 (FAX) 0943-23-7722           |                 | 八女市、筑後市<br>八女郡               |
| 朝倉県土整備事務所 建築指導課<br>〒838-0068 朝倉市大字甘木2014-1 朝倉総合庁舎<br>(直) 0946-22-4140 (FAX) 0946-22-4169          |                 | 朝倉市、朝倉郡                      |
| 京築県土整備事務所 建築指導課<br>〒828-0021 豊前市大字八屋2007-1<br>(直) 0979-82-3364 (FAX) 0979-83-3215                 |                 | 行橋市、豊前市<br>京都郡、築上郡           |
| 田川県土整備事務所 建築指導課<br>〒825-0002 田川市大字伊田4543-1<br>(直) 0947-42-9117 (FAX) 0947-42-8760                 |                 | 田川市、田川郡                      |
| 直方県土整備事務所 建築指導課<br>〒822-0025 直方市日吉町9-10 直方総合庁舎<br>(直) 0949-22-5639 (FAX) 0949-22-5644             |                 | 直方市、宮若市<br>鞍手郡               |

## 定期報告の対象となる有床診療所(イメージ図)

定期報告の対象となる診療所(患者の収容施設があるものに限る。)は、次のいずれかに該当する施設となります。

- I 地階又は3階以上の階に、診療所の用途に供する部分を有するもの
- II 診療所の用途に供する部分の床面積の合計が300㎡を超えかつ階数が3以上のもの

|                   |             |              |              |              | 対象                         |                      |                      |                      | 対象外                  |                      |                       |
|-------------------|-------------|--------------|--------------|--------------|----------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|
|                   |             |              |              |              | ←                          |                      |                      |                      | →                    |                      |                       |
| ①                 | ②           | ③            | ④            | ⑤            | ⑥                          | ⑦                    | ⑧                    | ⑨                    | ⑩                    | ⑪                    | ⑫                     |
| 3F<br>診療所<br>(居室) |             | 診療所<br>(非居室) |              |              | 他用途<br>(住宅等)               |                      | 他用途<br>(非居室)         |                      |                      |                      | 他用途                   |
| 2F<br>診療所<br>(居室) | 診療所<br>(居室) | 診療所<br>(居室)  | 診療所<br>(居室)  |              | 診療所<br>(居室)<br>300㎡超       | 診療所<br>(居室)<br>300㎡超 | 診療所<br>(居室)<br>300㎡超 | 他用途<br>(店舗等)         |                      | 診療所<br>(居室)<br>300㎡超 | 診療所<br>(居室)<br>300㎡以下 |
| 1F<br>診療所<br>(居室) | 診療所<br>(居室) | 診療所<br>(居室)  | 診療所<br>(居室)  | 診療所<br>(居室)  |                            |                      |                      | 診療所<br>(居室)<br>300㎡超 | 診療所<br>(居室)<br>300㎡超 |                      |                       |
|                   | 診療所<br>(居室) |              | 診療所<br>(非居室) | 診療所<br>(非居室) |                            | 他用途<br>(店舗等)         |                      | 他用途<br>(非居室)         | 他用途<br>(店舗等)         |                      |                       |
| 対象                | 対象          | 対象           | 対象           | 対象           | 対象                         | 対象                   | 対象                   | 対象                   | 対象外                  | 対象外                  | 対象外                   |
| I 地階又は3階以上に診療所    |             |              |              |              | II 診療所の用途が300㎡を超え、かつ階数が3以上 |                      |                      |                      |                      |                      |                       |

### <凡例>

居 室: 診察室や待合室、病室など通常人が使用する部屋

非居室: 倉庫など通常は人がいない部屋

他用途: 住宅や店舗といった診療所ではない用途

診療所の用途に供している部分

※階数が3以上とは、地上3階建て、地上2階地下1階建てなど階が3層あること

## 定期報告制度について（有床診療所）

### ～よくある質問～

福岡県建築都市部建築指導課

#### 対象施設関係のご質問

Q 1：定期報告の対象となる有床診療所の規模について。

A 1：次のいずれかに該当する施設に該当する場合に報告が必要です。

- ① 地階又は3階以上の階を診療所の用途に供するもの
- ② 診療所の用途に供する部分の床面積が300㎡を超えかつ階数が3以上のもの

Q 2：3階部分は住宅になっているが、対象になるのか。

A 2：診療所の床面積の合計が300㎡を超える場合は対象になります。別紙の定期報告の対象となる有床診療所（イメージ図）を参照してください。なお、複合用途の場合や不明な点につきましては、所管行政庁にお問い合わせください。

Q 3：現在、入院患者を受け入れていないが対象になるのか。

A 3：無床診療所になれば、対象外になります。しかしながら、廃止届を所管する部局に提出し、受理される必要があります。

Q 4：現在、診療所の建替え工事中で近いうちに完成する。既存の診療所の報告をしないとイケないのか。

A 4：年度途中で解体した場合は、所管部局に廃止届や変更届を提出された時点で対象外になりますが、新築の施設が今後対象になります。対象年度に存在すると、通知を行いますので、個々の事情につきましては、ご相談ください。

なお、新築や増築を行った施設は、検査済書の交付を受けた場合は、1回目の報告が免除になります。

#### 調査に関するご質問

Q 5：どこに調査を頼めばいいのか業者を教えてください。

A 5：調査は一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格者に調査（検査）させる必要がありますが、特定の業者の紹介はできません。建築物を建てられた際の工務店や設計事務所に相談していただくか、（一社）建築士事務所協会に相談していただくほか、既に一定規模以上の病院は定期報告の対象になっていますので、お知り合いの病院の方に参考として聞いた頂くことも考えられます。

（一社）建築士事務所協会：福岡市博多区博多駅東3-14-18 福岡建設会館5階

TEL（092-473-7673）

Q 6：費用はどの程度か。

A 6：建築物（施設）の規模や間取り、経年数、設計図書等の基礎資料の有無、調査対象の内容や範囲などにより異なると考えられますので、一概には言えません。具体的には、やはり建物ごとに見積りをとって調査（検査）費用を確認する必要があります。おおよその目安については、（一社）建築士事務所協会にご相談ください。また、病院はす

で定期報告を実施されていますので、病院にお知り合いの方がおられれば、概算金額としての参考になると思われます。

Q 7 : 外壁調査のため、足場を組むと費用がかかると聞いているが負担が大きい。

A 7 : タイル、石張り、モルタル塗りなどの場合に、調査対象となる外壁の全面打診は、外壁の状況を確認するために、竣工後10年経過した場合に実施していただきます。3年おきに必ず実施する必要はありません。ただし、手の届く範囲を打診し、異常があれば全面打診等により調査をして下さい。なお、外壁調査は、高所作業車でもかまいません。

Q 8 : 消防点検など防災業者に点検を頼んでいるが、それではだめなのか。

A 8 : 建築基準法と消防法では規制や制限の内容が異なります。消防法による設備の点検は一般的に防災業者の方が行われます。防火戸や非常用照明など、建築物に関する基準は建築基準法による規制なので、建築士等の技術者が点検するように定められています。しかしながら、個々の設備について、防災業者の点検結果を利用することは可能です。

### 制度に関するご質問

Q 9 : 建築物は3年に1回の報告に対して、建築設備が毎年なのはなぜか。

A 9 : 建築設備につきまして、機器の性能低下や作動不良は経年変化の影響を受けやすいため、定期点検が必要になります。照明器具のバッテリーの状況なども消防設備と同様に定期的な点検が必要になります。常に適法な状態に維持し、性能が確保されていることを確認していただくためには、毎年の点検報告が必要となります。

Q 10 : 定期報告書提出の案内はどこから送付されてくるのか。

A 10 : (一財)福岡県建築住宅センターから送付されますが、案内文は県知事名又は市長名で出されます。

Q 11 : 定期報告書提出の案内はどこから送付されてくるのか。

A 11 : 対象年度の6月末に提出の案内通知を行います。報告期限は9月末までになります。

Q 12 : 9月末までの提出が困難な場合は方法があるか。

A 12 : 期限を過ぎると、再通知を行い、その後に督促状で通知を行います。速やかに提出をお願いいたします。

Q 13 : 詳しく制度等の説明を聞きたい。

A 13 : 個別に相談を受けますので、所在地を所管する行政の窓口にご相談ください。5つの特定行政庁(北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、県(4市を除く市町村))が所管しています。なお、県所管は、県庁建築指導課の他、市町村ごとに各県土整備事務建築指導課までご相談下さい。

| 用途      | 規模                                               | 報告の時期     |
|---------|--------------------------------------------------|-----------|
| ③病院・診療所 | 地階又はF $\geq$ 3、又はA>300m <sup>2</sup> （階数が3以上のもの） | 対象年度から3年毎 |

＜注意＞診療所は、患者の収容施設のあるものに限ります。また、診療所は平成26年度からの報告となります。

## 定期報告書提出の流れ

### 特定行政庁

特定行政庁より報告義務者へ定期報告の案内を送付します。ただし、案内は、特定行政庁が把握している報告義務者に対して、行政サービスの一環として送付するものであり、案内が届かない場合でも報告義務者は自主的に報告する義務があります。

### 報告義務者

報告義務者は、調査（検査）資格者に調査（検査）を依頼してください。

### 調査（検査）資格者

調査（検査）資格者は、建築物（建築設備）の調査（検査）を法令に従って行い、その結果を報告義務者に報告します。

### 報告義務者

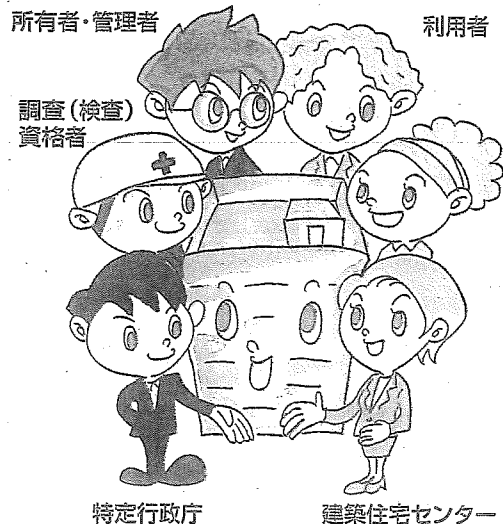
報告義務者は、一般財団法人 福岡県建築住宅センターに定期調査（検査）報告書を提出してください。  
※特定行政庁は、一般財団法人 福岡県建築住宅センターに、発送業務、受付業務等を委託しています。

### 特定行政庁

特定行政庁は報告書の内容に応じ、報告義務者に対し指導・助言等を行います。

### 報告義務者

報告義務者は、調査（検査）資格者等と相談のうえ、適正な維持管理を行ってください。



報告すべき特殊建築物及び建築設備は次のものです。

| 用 途                                                                     | 規 模                                                | 報告の時期     |
|-------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|-----------|
| ① 劇場、映画館、演芸場又は観覧場                                                       | A>300m <sup>2</sup>                                | 対象年度から3年毎 |
| ② ホテル又は旅館                                                               | 地階又はF $\geq$ 3、かつA>300m <sup>2</sup>               | 対象年度から3年毎 |
| ③ 病院                                                                    |                                                    |           |
| ④ 百貨店、マーケット又はその他の物品販売業を営む店舗                                             | 地階又はF $\geq$ 3、かつA>1000m <sup>2</sup>              | 対象年度から3年毎 |
| ⑤ 共同住宅                                                                  | F $\geq$ 5（福岡市内のみ5F階以上のいずれかの階A>100m <sup>2</sup> ） | 3年毎       |
| ⑥ 地下の工作物内に設ける建築物（福岡市内のみ）                                                | 居室の床面積の合計が1500m <sup>2</sup> を超えるもの                | 対象年度から3年毎 |
| ⑦ 飲食店等                                                                  | F $\geq$ 3かつ3階以上の階A>100m <sup>2</sup>              | 対象年度から3年毎 |
| ⑧ 上記の建築物に付属する建築設備（⑨は除く）<br>●換気設備（機械換気、空調）<br>●排煙設備（機械排煙のみ）<br>●非常用の照明装置 |                                                    | 毎 年       |
| ※昇降機（エレベーター、エスカレーター）、遊戯施設                                               |                                                    |           |

注）1.F $\geq$ 3は3階以上の階でその用途に供する部分を有するものを、Aはその用途に供する部分の床面積の合計をそれぞれ示す。  
2.上記の用途の部分を複合して含む建築物にあっては、その用途が最大ものを全体の用途とみなし、各用途の床面積の合計を床面積の合計とする。  
3.飲食店等とは、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、及び飲食店の用途に供する建築物である。

### 制度についてお問い合わせ先

**福岡県**（北九州市・福岡市・久留米市・大牟田市を除く）  
福岡県庁 建築都市部建築指導課  
TEL (092) 643-3721（直通）  
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/a12/teikihoukoku.html>

**北九州市** 北九州市役所 建築都市局指導部建築指導課  
TEL (093) 582-2531  
[http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/file\\_0530.html](http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/file_0530.html)

**福岡市** 福岡市役所 住宅都市局建築指導部監察指導課  
TEL (092) 711-4574  
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/kansatsu/life/008.html>

**久留米市** 久留米市役所 都市建設部建築指導課  
TEL (0942) 30-9089  
<http://www.city.kurume.fukuoka.jp/1050kurashi/2130jutaku/3030taterutoki/teikihokoku.html>

**大牟田市** 大牟田市役所 都市整備部建築指導課  
TEL (0944) 41-2797  
<http://www.city.omuta.lg.jp/jigyomuke/toshikenchiku/kakunin/anzen/2008-1224-1734-1.html>

### その他提出についての問い合わせ先

一般財団法人 福岡県建築住宅センター 統括・技術監理部  
TEL (092) 713-1496

一般財団法人 福岡県建築住宅センター 福岡事務所  
TEL (092) 724-3608

一般財団法人 福岡県建築住宅センター 北九州事務所  
TEL (093) 533-5441

一般財団法人 福岡県建築住宅センター 筑後事務所  
TEL (0942) 38-3020

一般財団法人 福岡県建築住宅センター 筑豊事務所  
TEL (0948) 26-3770

<http://www.fkjc.or.jp>

## 定期報告制度

### 建築物の中でも

劇場・映画館・ホテル・旅館・病院・百貨店・マーケット・

地下街・共同住宅・飲食店などの特殊建築物は、

火災や地震などの災害や建物の老朽化による外壁の落下等が起こると

非常に大きな被害が発生する恐れがあります。

このような危険を避けるため、

建築基準法では特殊建築物の中で

特定行政庁が指定する建築物及び建築設備については、

その所有者（又は管理者）は定期的に

専門の技術者に調査・検査を行わせ、

その結果を特定行政庁に

報告するよう義務づけられています。

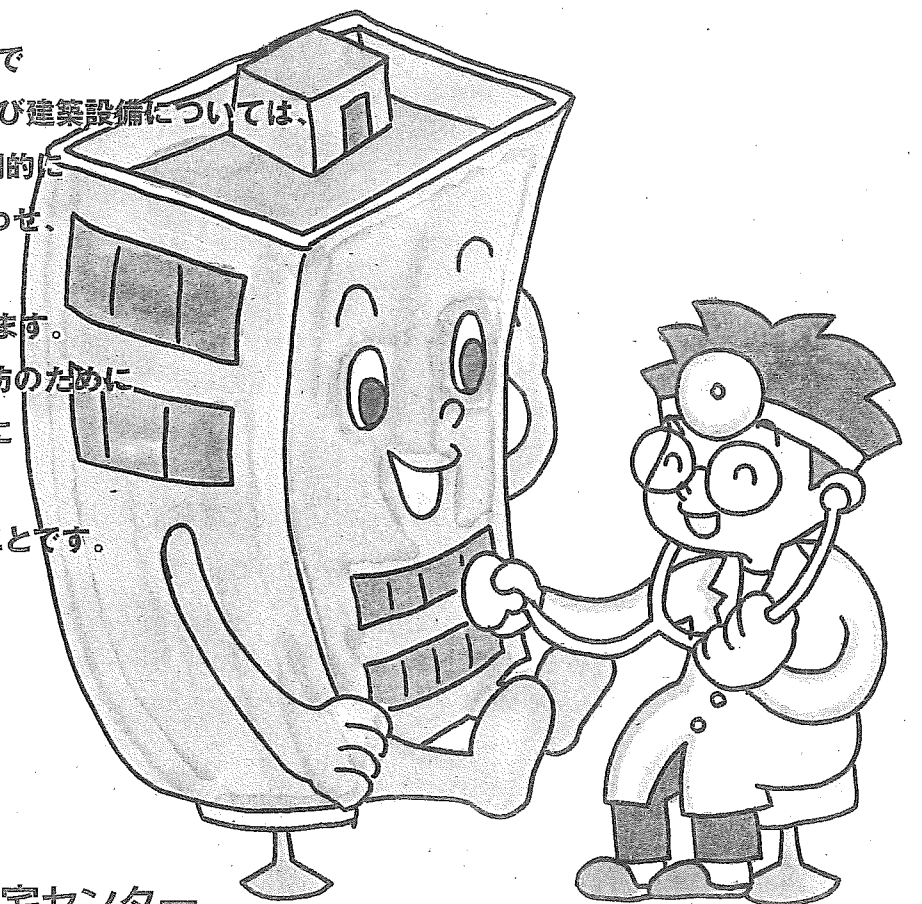
定期報告とは、人が病気等の予防のために

健康診断を受けるのと同じように

定期的に建築物も

健康診断を受けましょうということです。

（建築基準法第12条）



### 特定行政庁業務受託機関

一般財団法人 福岡県建築住宅センター

### 報告義務者（報告を受けるべき者）とは

建築物の所有者（所有者と管理者が異なる場合は管理者）です。なお、分譲マンションの場合は一般的にそのマンション管理組合（代表者）が報告義務者となります。

### 調査・検査資格者（報告を受けるべき者）とは

調査・検査資格者（報告を受けるべき者）とは

- 建築物の定期報告の場合（調査資格者）
  - ・1級建築士
  - ・2級建築士
  - ・建築基準適合判定資格者・特殊建築物等調査資格者

- 建築設備の定期報告の場合（検査資格者）
  - ・1級建築士
  - ・2級建築士
  - ・建築基準適合判定資格者・建築設備検査資格者

※1級建築士、2級建築士の資格で特殊建築物の定期調査または建築設備の定期検査をする場合は、建築士法第23条の定めにより建築士事務所登録が必要です。

一般財団法人 福岡県建築住宅センター

### 特定行政庁とは

- 福岡県では福岡県・北九州市・福岡市・久留米市・大牟田市の長が特定行政庁となります。

### 報告すべき内容は

- 建築物の定期報告（調査）  
敷地・一般構造・構造強度・耐火構造等・避難施設等、報告様式に定めております。
- 建築設備の定期報告（検査）  
換気設備・排煙設備・非常用の照明装置、報告様式に定めております。

平成20年4月建築基準法施行規則改正により検査方法・判定基準が定められ、検査結果報告の際に換気風量・排煙風量・照度の測定表等を添付することになりました。

特定行政庁から定期報告業務委託を受け、その指導監督のもとで受付業務等を行っています。

A cartoon illustration of a detective character. He has a large, round head and is wearing a suit with a tie. A large magnifying glass is held over his right eye, making it appear very large. He has a small, spiky tuft of hair on top of his head. Above his head is a jagged lightning bolt symbol, indicating a sudden idea or realization. He is holding the handle of the magnifying glass with his right hand, and his left hand is on his hip. He has a serious, slightly suspicious expression on his face.

福岡地域  
一般財団法人 福岡県建築住宅センター 福岡事務所

北九州地域  
一般財団法人 福岡県建築住宅センター 北九州事務所

筑後地域

一般財団法人 福岡県建築住宅センター 筑後事務所

筑 豊 地 域

一般財団法人福岡県建築住宅センター 筑豊事務所

## 報告書書式 入手方法について

●各特定行政庁ホームページからダウンロードできます。  
●以下の場所にて、購入できます。  
・一般財団法人 福岡県建築住宅センター  
福岡事務所、北九州事務所  
筑後事務所、筑豊事務所  
・販売は（一財）福岡県建築住宅センターのみで行っております。

その他(注意事項)

1. 定期報告書と定期調査（検査）報告概要書は1部提出してください。  
なお、控が必要なのは2部提出してください。  
2. 定期報告書と定期調査（検査）報告概要書の整理番号欄（無い場合は第一面の右肩）には通知文書の整理番号（文書の右上）を必ず記入してください。  
3. 建築物の報告書には以下の図面等を添付してください。  
①調査結果表 ②付近見取図 ③配置図 ④各階平面図（縮尺は任意）  
⑤要是正の指摘ありの場合は別途要な添付資料